

議 長 日程第1「議案第43号松田町自治基本条例（自治基本条例審査特別委員会報告）の再議の件」を議題といたします。

町長より議案第43号松田町自治基本条例（自治基本条例審査特別委員会報告）の再議の件の議決について、地方自治法及び会議規則に違反したと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されました。町長より再議に付した理由の説明を求めます。

町 長 皆さん、改めましてこんにちは。大変お忙しいところ、このようなお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、再議書をですね、読み上げさせていただきます。

平成30年3月9日、松田町議会議長 中野博様。松田町長 本山博幸。再議書、平成30年第1回議会定例会において、平成30年3月7日付で否決されました議案第43号松田町自治基本条例（自治基本条例審査特別委員会報告）について、次の理由により異議があるため地方自治法第176条第4項の規定により再議に付する。

理由、議案第43号松田町自治基本条例（自治基本条例審査特別委員会報告）の採決について、松田町議会会議規則（以下「会議規則」という）第80条により起立により表決を採り、5名が起立し、可否同数のまま否決となりました。しかし、会議規則第80条第2項の規定では、議長が起立の多少を認定しがたいとき、また、議長の宣告に対して出席議員3名以上から異議があるときは、議長は記名または無記名の投票で表決を採らなければならないとされており、また、地方自治法（以下「法」という）第116条の規定では、この法律に特別の定がある場合を除くほか、普通地方公共団体の議会の議事は出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによるとされており、本議案の議決に際しては起立による表決のみで決しており、可否同数の確定がされていないこと、また、可否同数の場合の議長裁決もされていないことから、地方自治法第176条第4項に基づき、平成30年第1回議会定例会で否決されました議案第43号松田町自治基本条例（自治基本条例審査特別委員会報告）の採決について、適切でないと判断し、付議に付するものでございます。よろしくお願いたします。

大変失礼しました。適切でない判断し、再議に付するものであります。よろしく申し上げます。

議 長 町長の理由説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 2 番 大 館 裏面ですね、可否同数の確定がされていないことと記されておりますけれども、あの場で議長はですね、賛成・反対同数であるため否決になりましたということで、確定をしたという意味にとれると思うんですが、その辺はどうなんですか。

議 長 確定をしたものとり、同数で否決というふうに捉えました。

1 2 番 大 館 これがね、当たらないんだ。この文章は。そういう確定がされていないと書いてあります。

総 務 課 長 御質問の可否同数の確定がされていないことということが書かれております。これについては地方自治法上の解釈の中で、一般論としてですね、実際の松田町の議会の中では5対5というようなことで、明確に数字としてわかったんですが、例えば人数が多い議会の採決の場合、表決の場合、同数というのが判明しづらいというような内容の地方自治法上の解釈上で、その起立による表決の場合には同数の確定ができないということのこれは表記でございます。

1 2 番 大 館 それは議員数が大勢で確定が困難だという場合のあらわし方ですね。当町の議会については12名で、今、先ほど議長がですね、確定して否決となりましたって言いました。確定しましたという、確定をしたから否決ということで発言されているんですけど、その差異というのはどういうふうに解釈したらいいのか。

総 務 課 長 地方自治法上の解釈上で、起立による表決の場合には、その数字というのは確定されないという解釈でございます。ですから、先ほど申しましたように、起立によって数字が明確になるということはないので、起立によって同数かどうかということは要は確定がされない。そういう解釈でございます。今言われました、議長の確定をしたという話はいわば目視というか、目を見た中で5対5というのが出たというところで採決されたなと思われるんですが、そのものが要は地方自治法上の解釈と間違っているということだと思っております。

1 2 番 大 館 わからなくはないですけども、でも、議長がね、可否同数でって言って、確定をしましたので否決としましたという、発言しているんだよ。だから、この文章の表現の仕方がちょっと違う。今、これだとそういうふうにとれちゃうんですよ。だから、そうじゃなくて、地方自治法上の確定ではありませんとか、確定という意味にとられないのでというような話ならわかりますけども、はっきり議長が確定しましたのでって発言されているんだよ。その辺をどういうふうに捉えるのかと。

議 長 大館議員に申し上げます。私は先ほど確定を、私どもの、先日は松田町議会規則上、同数の場合は否決とみなすということになっております。それで、それにのっとってやったこと自体が誤りであったということで、こちら今、総務課長がおっしゃいますのは、地方自治法によることの可否同数ということでございますので、私どもの松田議会規則のものとは異なるということの誤りに気づいて、それできょうの再議になったわけでございます。

1 2 番 大 館 わかります。だから、この文章の表現が違うんじゃないですかって言っている。これでいいのかね。

議 長 これで地方自治法上の文章はこれでいいと思います。

1 2 番 大 館 それでいいというのなら私はこだわる必要もないんですけども、ちょっと違うのかなと判断したので、質問させてもらったんです。

議 長 大館議員の多分思いは…よろしいですか。ほかに。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより議案第43号松田町自治基本条例(自治基本条例審査特別委員会報告)の再議の件を採決します。この採決は起立によって行います。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に、修正議決した部

分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは原案について採決をいたします。それでは、議案第43号松田町自治基本条例（自治基本条例審査特別委員会報告）について委員会修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、委員会の修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決を行います。原案に賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

なお、明日16日は午後1時より議会全員協議会を大会議室で開催しますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本会議は午後3時より開きますので、これも定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は御苦労さまでございました。なお、終了後に総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会を開催いたします。

本日はまことに御苦労さまでございました。

(13時13分)